告 示

埼玉県告示第三百二十八号

を次 昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号(埼玉県農業振興資金につ のように改正し、 公布の日 から施行する。 ٧١ て \mathcal{O} __ 部

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

業者」に改める。 項各号の 表第三項 区域内でほ場を耕作する者に限る。 いずれ 資金 \mathcal{O} 種類 かに該当する被害を受けた市町村 \mathcal{O} 欄中 「第二条第一 $\stackrel{\smile}{}$ を 項に規定する被害農業者 「第二条第二項に規定する融資対象農 (以下「被害市町村」という。 (条例第三条第

融資対象農業者」に改め の市町村の 表第四項資金の 区域内でほ場を耕作する者に 種類 \mathcal{O} る。 欄中 「第二条第一 限る。 項 に規定する を 被害農業者 「第二条第二項に規定する (被害市 町 村

表第五項を削る。